

令和 6 年度

市民税・府民税・森林環境税

特別徴収のしおり

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地



八幡市役所

市民生活部 税務課 市民税係

電話 075-983-1113 (直通)
075-983-2164 (直通)

この「しおり」に綴り込んである書類

★個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

★特別徴収のあらまし

★市民税・府民税・森林環境税のあらまし

★退職所得に係る税額の徴収について

★特別徴収の事務処理について

★各種書類について

★特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書…… 1 部

★記載例

★特別徴収に係る異動届出書（退職・転勤等）…… 2 部

★特別徴収（追加）依頼書…………… 1 部

★ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書…………… 1 部

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

◆ eLTAX（エルタックス）をご利用ください

eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX（エルタックス）を利用すると、複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信することができ、郵便や窓口に出向くことなく、オフィスや自宅などからインターネットを利用して簡単に手続きすることができます。

詳しくは eLTAX（エルタックス）のホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

◆ 給与支払報告書の eLTAX(エルタックス)または光ディスク等による提出の義務化について(令和3年1月1日から)

平成 30 年度税制改正により、国税において電子申告または光ディスク等による源泉徴収票の提出が義務付けられた特別徴収義務者（前々年の所得税の源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上である特別徴収義務者）は、個人住民税においても、令和 3 年 1 月 1 日以後に市区町村に提出する給与支払報告書については、eLTAX（エルタックス）または光ディスク等により提出することが義務付けられました。

特別徴収のあらまし

(1) 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収とは

給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない市民税・府民税・森林環境税を6月から翌年5月まで12回にわたって、給与から差し引いて、個人にかわって納めていただく制度を、特別徴収といいます。

(2) 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

なお、任意に指定取消の申出や、指定拒否はできないことになっています。

(3) 特別徴収義務者の納入

① 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（10日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日）になっています。

各月分の納入期限は、納入書の納期限欄に記載のとおりです。

② 納入方法

各納税者から徴収した月割額の合計額を、同封の「市民税・府民税・森林環境税納入書」で納入してください。

- 指定番号のほか、所在地（住所）及び名称（氏名）については、あらかじめ印字していますが、変更がある場合はお申出ください。なお、取扱金融機関は納入書裏面に記載しています。
- 用紙は14枚綴りで末尾の2枚（予備）を除き、それぞれ月別の表示がしてありますので、必ず当該月の用紙をご使用ください。なお、誤って記入された場合は、必ず予備の用紙に該当月を記入の上、ご使用ください。

<納期の特例について>

特別徴収税額の納入については、給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合において「納期の特例に関する承認申請書」を提出することにより、特別徴収税額のうち6月から11月までの分を12月10日まで、12月から翌年5月までの分を翌年6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

この申請書は、当市ホームページからダウンロードしていただくか、税務課市民税係に備えていますのでお申出ください。

③ 特別徴収の期限後納入

納入期限までに特別徴収した税額を納入されない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合（注1）に年7.3%の割合を加算した割合（納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。）で計算した額の延滞金を本税に加算して納入していただくことになります。

（注1）延滞金特例基準割合

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

④ 納税者が退職等異動した場合

退職等によって給与の支払を受けなくなった納税者からは、異動理由の生じた翌月の分から、徴収、納入の義務はありません。

ただし、別添の異動届出書に必要事項を記載し、提出していただいて初めて徴収、納入の義務が消滅します。

なお、令和7年1月1日から4月30日までの間において、退職または給与の支払を受けなくなった場合は、必ず一括徴収してください。

この場合も必ず異動届出書を提出してください。

市民税・府民税・森林環境税のあらまし

市民税・府民税・森林環境税の税額は均等割と所得割の合計額で、均等割は定額、所得割は前年中の所得に応じて計算します。

森林環境税は令和6年度から創設された国税で、市民税・府民税の均等割と併せて課税されます。

◆均等割（均等の額によって課税される税額）

- 市 民 税 3,000円
- 府 民 税 1,600円（うち600円は京都府豊かな森を育てる府民税）
- 森林環境税 1,000円

◆所得割（所得に応じて課税される税額）

- 前年中の収入金額－必要経費（給与所得控除）＝合計所得金額
- 合計所得金額－所得控除額＝課税所得金額（1,000円未満切捨）
- 課税所得金額×市民税所得割税率－調整控除額＝市民税所得割額
- 課税所得金額×府民税所得割税率－調整控除額＝府民税所得割額

市民税・府民税ごとに下記の算式で求めた額の合計が年税額となります。

- 算出所得割額－配当控除額等＝所得割額（100円未満切捨）
- 所得割額＋均等割額＝年税額

◆所得控除

雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済等掛金の各控除は、所得税の控除と同額		
	支払金額	控除額
生命保険料控除	(新契約分)	12,000円以下のとき 全額
		12,000円超32,000円以下のとき 支払全額の1/2 + 6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき 支払全額の1/4 + 14,000円
		56,000円超のとき 28,000円
		※平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険それぞれで計算し、合計します。
	(旧契約分)	15,000円以下のとき 全額
		15,000円超40,000円以下のとき 支払全額の1/2 + 7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき 支払全額の1/4 + 17,500円
		70,000円超のとき 35,000円
		※平成23年12月31日までに契約した一般生命保険、個人年金保険それぞれで計算し、合計します。
新旧両方の支払がある場合は、旧契約のみで計算または28,000円を限度として新旧の控除額を合計して計算が有利な方となります。また生命保険料控除全体の限度額は70,000円です。		
地震保険料控除	地震保険料	支払金額 控除額
	50,000円以下のとき 支払金額の1/2	
	50,000円超のとき 25,000円	
	旧長期契約	支払金額 控除額
	5,000円以下のとき 全額	
5,000円超15,000円以下のとき 支払金額の1/2 + 2,500円		
15,000円超のとき 10,000円		
地震保険、旧長期の両方がある場合の限度額は25,000円		

寡 婦 控 除	26万円
ひとり親控除	30万円
障 害 者 ・ 勤労学生控除	26万円 (特別障害者の場合 30万円) (同居特別障害者の場合 53万円)
配 偶 者 控 除	納税義務者の合計所得金額 …………… 控除額 900万円以下 …………… 33万円 老人配偶者(70歳以上) …………… 38万円
	900万円超950万円以下 …………… 一般配偶者 22万円 老人配偶者(70歳以上) …………… 26万円
	950万円超1000万円以下 …………… 一般配偶者 11万円 老人配偶者(70歳以上) …………… 13万円
扶 養 控 除	一般扶養(16歳～18歳・23歳～69歳) …………… 33万円
	特定扶養(19歳～22歳) …………… 45万円
	老人扶養(70歳以上) …………… 38万円
	同居老親等(70歳以上) …………… 45万円
基 礎 控 除	納税義務者の合計所得金額 …………… 43万円
	2,400万円以下 …………… 29万円
	2,400万円超 2,450万円以下 …………… 15万円
	2,450万円超 2,500万円以下 …………… 0万円
	2,500万円超 …………… 0万円

◆配偶者特別控除の早見表

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額 900万円以下	納税義務者の 合計所得金額 900万円超950万円以下	納税義務者の 合計所得金額 950万円超1000万円以下
	控除額	控除額	控除額
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

◆所得割税率表及び調整控除

税率	調整 控 除	課税所得金額	調整控除算出式
市民税		200万円以下	①②いずれか少ない額の5%
6%		200万円超	①－(②－200万円)の5% ※2,500円未満の場合は、2,500円
府民税		①人的控除の差の合計額 ②個人住民税の課税所得金額	
4%		※合計所得金額が2,500万円超の場合は、適用なし。	

◆配当控除

課税所得金額 種 類		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◆住宅借入金等特別税額控除

①②いずれか少ない額
【平成21年から26年3月まで及び令和4年1月から7年12月までの入居者】 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(9.75万円を 超えるときは9.75万円)
【平成26年4月から令和3年12月までの入居者で一定の要件に該当する方】 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額(13.65万円を 超えるときは13.65万円)

◆配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	府民税
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額	3/5	2/5

◆寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が 2千円を超える場合には、その超える金額の府 民税は4%、市民税は6%に相当する金額(総 所得金額等の合計額の30%を上限) 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社 の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象の うち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金とし て住所地の道府県又は市町村の条例で定め るもの ただし1のうち、特例控除の対象となる寄附金 が2千円を超える場合は、その超える金額に、右 表の左欄の区分に応じて右欄の割合に乘じて 得た額の府民税は5分の2、市民税は5分の3に 相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その20% に相当する金額)	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上195万円以下	84.895%
	195万円を超え330万円以下	79.79%
	330万円を超え695万円以下	69.58%
	695万円を超え900万円以下	66.517%
	900万円を超え1,800万円以下	56.307%
	1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%
	0円未満	90%
	(課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合)	
	0円未満	地方税法に 定める割合
	(課税山林所得金額及び課税退職金額を有する場合)	

退職所得に係る税額の徴収について

① 徴収(地方税法第50条の2、第50条の6、第328条、第328条の4)

退職所得に係る市民税・府民税も、退職金支払の際徴収することと
されておりますが、詳細については全国同一課税方式のため所在市
区町村にお問い合わせの上、退職金支払の際徴収してください。

② 退職所得控除の金額の計算(地方税法第50条の3、第328条の2)

所得税と同様に、次のように計算した金額を収入金額から控除し
ます。

(1)

勤 続 年 数	算 式
20 年 以 下 の 場 合	勤続年数×40万円(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(2)障害者になったことにより退職したと認められるときは、さら
に100万円を加えます。

③ 納入

(1)納期

徴収した退職所得に係る税額は、徴収した翌月の10日(10
日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)までに納
入してください。

(2)納入書

給与に係る納入書と同一のものを使用していただきます。
給与の納入額欄の下欄退職金欄に退職金から徴収した市民税
・府民税の合計額を記入して、裏面退職所得の納入申告書の
内訳をもれなく記入してください。

特別徴収の事務処理について

特別徴収の通知後に誤りがあったり、退職等による「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を受理したとき、またはその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認めた場合には、「特別徴収税額の変更通知書」と納入書を送付いたします。

(1) 納税者が転勤または退職で異動した場合の手続き

翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。この届出が遅れますと、転勤または退職された納税者が一度に税額を納めなければなくなり、また特別徴収義務者についても、転勤・退職された納税者の翌月分以降が未納となり、事情が不明なまま督促状が発せられるなど、ご迷惑をおかけすることにもなりますので、期限までに必ず提出してくださいますよう、特にお願いたします。

なお、「異動届出書の記入の仕方」は記載例をご覧ください。

① 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、納税者から直接納めていただきます。この場合、給与の支払を受けなくなった月の翌月の10日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を税務課市民税係まで提出してください。

退職者の一括徴収

① 一括徴収の範囲

特別徴収の方法によって徴収される納税者が退職等により、給与の支払を受けなくなった場合は、特別徴収税額のうち、月割額の残税額を給与または退職手当等からまとめて次のように徴収していただくことになっております。

退職の日が、6月1日から12月31日までの間(令和6年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和6年6月1日から12月31日まで)の場合

退職された方から申出がある場合は、残税額をまとめて徴収していただくことになっております。この制度は、退職された方の納税の便宜を考えて設けられたものです。退職に際しては、この制度の利用をお勧めいたしますようご協力をお願いします。

退職の日が、翌年の1月1日から4月30日までの間(令和6年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和7年1月1日から4月30日まで)の場合

退職された方から申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収していただきます。なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与または退職手当等が5月31日(令和6年度の市民税・府民税・森林環境税については令和7年5月31日)までに支払われるときに限ります。

② 一括徴収の手続き

特別徴収義務者が「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成して提出してください。

③ 一括徴収された税額の納入方法

給与および退職手当等から徴収された残税額は、その徴収された月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る特別徴収税額と併せて「市民税・府民税・森林環境税特別徴収の納入書」により納めていただくことになります。このときの納入税額は、「給与分」の欄へ他の給与所得者の月割額と合計した金額を記入していただくことになっておりますのでご注意ください。

② 転勤の場合

転勤により勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税者が希望された場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たに支払をするようになった勤務先の名称等を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、転勤のあった月の翌月の10日までに、税務課市民税係まで提出してください。

(2) 通知税額に不服がある場合

通知された税額に誤りがあったり不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内(地方税法第19条)に八幡市長に対して審査請求することができます。

(3) その他

別添の納税義務者用の通知書は、それぞれの納税者にお渡しください。不明な点や、疑問を生じたときは、下記へお問い合わせください。

八幡市役所 税務課 市民税係

電話 075-983-1113 (直通)

075-983-2164 (直通)

◆こんなときには、以下の書類の提出をお願いします

こ ん な と き	提 出 書 類
事業所の所在地・名称を変更したとき	特別徴収義務者所在地・名称変更届出書(税務課市民税係へ)
納税者が退職や転勤したとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書(税務課市民税係へ)
新たに特別徴収の納税者が生じたとき	特別徴収(追加)依頼書(税務課市民税係へ)
納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用するとき	指定通知書(ゆうちょ銀行・郵便局へ提出)

*それぞれの書類の部数が足りない場合はコピーまたは、当市ホームページからダウンロードして使用していただくか、税務課市民税係へご請求ください。

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

年 月 日 京都府八幡市長 宛	給与者 (特別徴収義務者) <td>所在地</td> <td colspan="2">〒</td> <td colspan="2">特別徴収義務者 指 定 番 号</td> <td></td>	所在地	〒		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称			担 当 者 連 絡 先	係	
		代表者の 職氏名印				氏名	
						電話	

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。										変 更 年 月 日		年 月 日							
事 項		変 更 前								変 更 後									
法人番号又は個人番号 フリガナ																			
所 在 地 (住 所)		〒 —								〒 —									
フリガナ																			
名 称																			
フリガナ																			
関係書類の送付先		〒 —								〒 —									
電 話																			
変 更 理 由		1 所在地移転 2 名称変更 3 送付先変更(所在地と異なる場合) 4 合併【下欄を記入してください】 5 給与事務統合【下欄を記入してください】																	
合併・統 合後の指 定番 号		1 指定番号を新規に取得する。 ※転職の異動届出書も提出してください。 2 合併・統合先の指定番号()を使用する。 ※転職の異動届出書も提出してください。 3 旧義務者の指定番号()を継続使用する。																	

○所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和6年度市・府民税特別徴収義務者への通知書の中に退職、休職、転勤等の理由によって給与の支払を受けなくなった納税者がある場合に、その受けなくなった日の属する翌月の10日までに八幡市役所税務課市民税係へ提出してください。

1. 市役所では、この異動届出書に基づいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方の未徴収分について、直接本人宛納税通知書を発送して納めていただきます。
2. この届出が遅れますと、市役所の事務処理が遅れるばかりでなく徴収台帳に貴事業所の滞納額として残り、督促状が発せられたり延滞金が課せられる場合がございます。
また、退職された方も、未徴収税額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますから、理由の発生した都度提出してください。
3. 転勤先の事業所で、引き続き特別徴収する場合は、異動届出書の下段（転勤による特別徴収届出書）に新たに支払をする事になった勤務先の名称等を記入し、必ず理由の発生した都度すみやかに提出してください。

4. 退職、休職、死亡等のため、特別徴収のできなくなった納税者について、退職後の未徴収税額を納税者の了解を得て退職手当等により一括特別徴収にて納入くださるようにご協力をお願いいたします。

この場合、異動届出書の一括徴収欄にご記入の上、異動届出書を提出してください。

※退職後の住所や、新しい勤務先がわかりましたらなるべくくわしくご記入ください。

※死亡の場合、死亡者の相続人（納税義務承継者）の住所・氏名などがわかりの場合には、余白にご記入ください。

■異動届出書の記入例

(退職・一括徴収しない場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年10月6日		給与支払報告 特別徴収	所在地 〒614-8501 ハ幡市ハ幡園内75番地	指定番号 123456
京都府八幡市長宛		フリガナ ヤワタシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号 00001	担 係 人事課
氏 名 ハ幡 次郎		法人番号又は個人番号 88888888888888888888	当 氏 名 ハ幡 花子	当 氏 名 ハ幡 花子
生年月日 55年1月3日		特別徴収税額 (年税額) 円	徴収済月 (イ) 円	徴収済額 (ウ) 円
個人番号 22222222222222222222		未徴収税額 (ア)ー(イ) 円	異動年月日 05.10.3	異動事由 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人が納付する)
1月1日現在 住 居 ハ幡大谷85番地		受給者番号 120,000	6月分 9月分まで	2.一括徴収 3.普通徴収 4.死亡 5.死亡 6.会社解散 7.その他
所 属 ハ幡大谷85番地		未徴収税額 (ア)ー(イ) 円	80,000	社会保険料 75,000

●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定額	※市 記 入 欄	世帯コード	個人コード
1.異動が あったため。 年12月31日までで、本人からの申出 があったため。	支払予定日ごとの徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額) 円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
2.異動が 継続の申出がないため。	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
一括徴収出来ない理由	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
1.5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等が、 ない、又は未徴収税額より少ないため。	一括徴収した税額は、	月分で納入します。 (要月10日納期限)	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
2.その他(理由)	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日

●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	給与支払報告 特別徴収	所在地 〒 -	指定番号 123456
月分から徴収し 納入する。	フリガナ ヤワタシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号 00001	担 係 人事課
	法人番号又は個人番号	当 氏 名 ハ幡 花子	当 氏 名 ハ幡 花子
		者 電 話 075-983-1111	者 電 話 075-983-1111

異動届出書の提出先

京 都 府 八 幡 市 役 所
市 民 生 活 部 税 務 課 市 民 税 係

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地

TEL(075)983-1113(直通)

(075)983-2164(直通)

(退職・一括徴収する場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和7年2月6日		給与支払報告 特別徴収	所在地 〒614-8501 ハ幡市ハ幡園内75番地	指定番号 123456
京都府八幡市長宛		フリガナ ヤワタシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号 00003	担 係 人事課
氏 名 ハ幡 三郎		法人番号又は個人番号 88888888888888888888	当 氏 名 ハ幡 花子	当 氏 名 ハ幡 花子
生年月日 55年1月3日		特別徴収税額 (年税額) 円	徴収済月 (イ) 円	徴収済額 (ウ) 円
個人番号 22222222222222222222		未徴収税額 (ア)ー(イ) 円	異動年月日 06.1.31	異動事由 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人が納付する)
1月1日現在 住 居 ハ幡大谷85番地		受給者番号 120,000	6月分 1月分まで	2.一括徴収 3.普通徴収 4.死亡 5.死亡 6.会社解散 7.その他
所 属 ハ幡大谷85番地		未徴収税額 (ア)ー(イ) 円	80,000	社会保険料 25,600

●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定額	※市 記 入 欄	世帯コード	個人コード
1.異動が あったため。 年12月31日までで、本人からの申出 があったため。	支払予定日ごとの徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額) 円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
2.異動が 継続の申出がないため。	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
一括徴収出来ない理由	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
1.5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等が、 ない、又は未徴収税額より少ないため。	一括徴収した税額は、	月分で納入します。 (要月10日納期限)	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
2.その他(理由)	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日

●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	給与支払報告 特別徴収	所在地 〒 -	指定番号 123456
月分から徴収し 納入する。	フリガナ ヤワタシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号 00002	担 係 人事課
	法人番号又は個人番号	当 氏 名 ハ幡 花子	当 氏 名 ハ幡 花子
		者 電 話 075-983-1111	者 電 話 075-983-1111

(転勤の場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年11月10日		給与支払報告 特別徴収	所在地 〒614-8501 ハ幡市ハ幡園内75番地	指定番号 123456
京都府八幡市長宛		フリガナ ヤワタシヨウジ カブシキガイシャ	宛名番号 00002	担 係 人事課
氏 名 ハ幡 一子 橋本		法人番号又は個人番号 88888888888888888888	当 氏 名 ハ幡 花子	当 氏 名 ハ幡 花子
生年月日 55年10月10日		特別徴収税額 (年税額) 円	徴収済月 (イ) 円	徴収済額 (ウ) 円
個人番号 22222222222222222222		未徴収税額 (ア)ー(イ) 円	異動年月日 05.11.1	異動事由 1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人が納付する)
1月1日現在 住 居 ハ幡大谷85番地		受給者番号 120,000	6月分 10月分まで	2.一括徴収 3.普通徴収 4.死亡 5.死亡 6.会社解散 7.その他
所 属 枚方市大垣内町2丁目9番9号		未徴収税額 (ア)ー(イ) 円	50,000	社会保険料 180,000

●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定額	※市 記 入 欄	世帯コード	個人コード
1.異動が あったため。 年12月31日までで、本人からの申出 があったため。	支払予定日ごとの徴収予定額 合計 (上記(ウ)と同額) 円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
2.異動が 継続の申出がないため。	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
一括徴収出来ない理由	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
1.5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等が、 ない、又は未徴収税額より少ないため。	一括徴収した税額は、	月分で納入します。 (要月10日納期限)	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日
2.その他(理由)	円	円	年 度	月 額・一括 済 開 事 由 処 理 日

●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 10,000円	給与支払報告 特別徴収	所在地 〒573-1111 枚方市大垣内町1丁目1番1号	指定番号 123456
11月分から徴収し 納入する。	フリガナ ヤワタシヨウジ (カブ) ヒロカタデン	宛名番号 00001	担 係 経理課
	法人番号又は個人番号	当 氏 名 泉 安子	当 氏 名 泉 安子
		者 電 話 072-841-1111	者 電 話 072-841-1111

新規の場合は無記入

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 月 日 京都府八幡市長宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -					指定番号			
		フリガナ						宛名番号			
		名 称						担当 者	係		
		法人番号又は個人番号							氏 名		
								電 話	- -		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動事由	未徴収税額の 徴収方法	年1月1日 以降退職時までの 給与支払額	
フリガナ	旧姓		円	月分 から	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付する)	社会保険料	
氏 名											
生年月日	S・H 年 月 日										
個人番号											
受給者番号											
住 所	1月1日現在 八幡市		円	月分 まで	円						
	異動後										

●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由		一括徴収予定額		※市 記 入 欄	世帯コード		個人コード			
1. 異動が 年12月31日までで、本人からの申出があったため。		支払予定日ごとの徴収予定額	合 計 (上記(ウ)と同額)		年 度	月割・一括	済	開	事由	処理日
2. 異動が 年1月1日以降で、本人から特別徴収継続の申出がないため。		円					督促抜取 要・不要			
一括徴収出来ない理由		円	円			備考				
1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない、又は未徴収税額より少ないため。 2. その他(理由)		一括徴収した税額は、 月分で納入します。 (翌月10日納期限)								

●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円 月分から徴収し 納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -					指定番号			
		フリガナ						受給者番号			
		名 称						担当 者	係		
		法人番号又は個人番号							氏 名		
								電 話	- -		

御注意
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
3 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は、記入が必要ありません。

特別徴収（追加）依頼書

就職等により、年度の途中で特別徴収納税者が新たに発生した場合、
この特別徴収（追加）依頼書に必要事項をご記入の上、税務課市民税
係まで提出してください。

特別徴収（追加）依頼書

年 日 月 京都府 八幡市長宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -										指定 番号		
		フリガナ											連 絡 者	係	
		名称												氏名	
		代表者の 職氏名印												電話	
		法人番号又 は個人番号													

◆次の納税者について _____ 月分から特別徴収を希望します。

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ 生年月日 S・H _____ 年 _____ 月 _____ 日

受給者番号 _____

普通徴収税額 _____ 円 うち納付済額 _____ 円(第 _____ 期分まで)

◎近畿2府4県以外の
ゆうちょ銀行・郵便局
に初めて払い込まれ
るときは必ずこの通
知書を当該ゆうちょ
銀行・郵便局へ提出
してください。

◎取扱金融機関以外で
の払込みにつきまし
ては手数料がかかります。

き
り
と
り

指 定 通 知 書

貴局を地方税法 第321条の5第4項の規定に基づいて本市の市民税
・府民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局に指定しましたので
通知します。

1. 認可または承認番号	貯 業 2 第 3 5 4 号
1. 口 座 番 号	01030—1—960091
1. 加 入 者 の 名 称	八 幡 市 会 計 管 理 者
1. 取 り ま と め 局	大阪貯金事務センター

年 月 日

京都府八幡市長
(公印省略)

様

市民税・府民税・森林環境税カレンダー

令和6年度

(令和6年7月～令和7年6月)

令和6年7月 日 月 火 水 木 金 土 ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・	令和6年8月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和6年9月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和6年10月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令和6年11月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和6年12月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年1月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年2月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令和7年3月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・	令和7年4月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年5月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年6月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

 の日が特別徴収納期限です。

納期限までに納税しましょう。